

国民健康栄養調査員募集要領

1 採用職種

国民健康栄養調査員（非常勤） 2 名

2 応募資格

（１） 管理栄養士または栄養士の資格を有する者。

（２） 次に該当しないこと。

ア 国税徴収法第 2 条第 1 1 号に規定する徴収職員又は地方税法第 1 条第 1 項第 3 号に規定する徴税吏員。（根拠：国民生活基礎調査規則第 8 条に準じる）

イ 警察法第 3 4 条第 1 項に規定する警察官又は同法第 5 5 条第 1 項に規定する警察官。（根拠：国民生活基礎調査規則第 8 条に準じる）

ウ 調査の期間前後に予定されている選挙の被選挙者や、選挙事務所事務員など、選挙に直接関係する可能性のある人。（根拠：「厚生統計調査に係る統計調査員の選考及び配置について」（取扱指針）、昭和 6 1 年 4 月 2 1 日付け統管発第 1 5 号・第 1 6 号 厚生省大臣官房統計情報部管理企画課長通知）

（３） 調査員委嘱予定期間中、国家公務員法第 2 条に規定する一般職の国家公務員、又は地方公務員法第 3 条に規定する一般職（臨時職員を含む。）の地方公務員として勤務予定がある人については、国家公務員法第 1 0 4 条、又は地方公務員法第 3 8 条第 1 項に基づく任命権者等からの営利企業等への従事許可が得られること。

3 勤務条件

（１） 勤務場所及び募集人数

ア 西区保健こども課（西区小島 2 丁目 7－1） 1 名

イ 北区保健こども課（北区植木町岩野 2 3 8－1） 1 名

（２） 任用期間

ア 西区保健こども課

令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）から令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）まで

イ 北区保健こども課

令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）から令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）まで

（３） 勤務日数（1 名あたり）

ア 西区保健こども課 任用期間内の 2 7 日間

イ 北区保健こども課 任用期間内の 2 8 日間

（４） 勤務時間

基本、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。（うち休憩時間 1 時間あり）

土曜・日曜・祝日を除く。

（５） 報酬の額

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第 1 条第 1 項により、日額 1 0, 8 7 0 円とする。

（６） 報酬の支給

任用期間終了後、口座振替により翌月 10 日に支給する。(但し、10 日が熊本市の休日及び期限の特例を定める条例に指定する市の休日に当たる時はその前営業日)

4 選考方法

勤務を希望する区役所保健こども課において、書類審査、面接により選考する。

5 選考結果

合否に関わらず面接の翌日までに、全員に電話で連絡する。合格者には、後日文書で知らせる。

6 主な職務内容

- (1) 国民健康・栄養調査の被調査対象世帯への、調査協力依頼、調査票配付、回収。
- (2) 栄養摂取状況調査に関わる聞き取り等を含む事務作業及び集計。
- (3) その他、国民健康・栄養調査に関し、所属長の指示する事項。

7 申し込み期間

令和 7 年 9 月 8 日 (月) から令和 7 年 9 月 22 日 (月)。

※8 時 30 分から 17 時 15 分までの受付。(土・日・祝日を除く)

※郵送の場合も 9 月 22 日 (月) 17 時 15 分必着。

8 申し込み方法

期間内に、別紙応募用紙に必要事項を記入し、勤務を希望する区役所の保健こども課に郵送または持参で、提出する。

※選考書類は、選考及び任用目的以外に使用しない。

※提出された選考書類の返却は行わない。

9 身分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職。

10 申し込み先

西区保健こども課	〒861-5292 熊本市西区小島 2 丁目 7-1	Tel096-329-1147
北区保健こども課	〒861-0915 熊本市北区植木町岩野 238-1	Tel096-272-1128

11 問い合わせ先

熊本市健康づくり推進課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1 熊本市役所 10 階

Tel096-328-2145、FAX096-351-2183

12 その他

この要領は、令和 7 年 9 月 5 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。